



報道発表資料の配付日時 5月24日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	「地域事業者連携型販売促進等支援事業」について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、地域の商工団体等が行う、販売促進や新たな事業展開の取組みを支援するため、下記のとおり「地域事業者連携型販売促進等支援事業」を実施します。なお、詳細については別添案内チラシをご覧ください。</p> <p>1 補助対象者</p> <p>①法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織</p> <p>②その他法人化されていない上記①に類する組織</p> <p>2 補助対象事業</p> <p>感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開の取組（感染予防対策を徹底したイベント開催、テイクアウト・デリバリー事業実施など）を対象</p> <p>3 補助内容</p> <p>・補助率：3 / 4以内</p> <p>・補助限度額</p> <p>①構成員・会員が同一市町村内に所在する団体：100万円</p> <p>② 〃 複数市町村に所在する団体：200万円</p> <p>4 スケジュール</p> <p>・事業実施期間：令和4年5月19日（木）～令和5年2月6日（月）</p> <p>・申請受付期間：令和4年5月26日（木）～令和4年6月24日（金）</p> <p>・交付決定：7月中旬を予定</p> <p>5 申請先</p> <p>留萌振興局産業振興部商工労働観光課</p> <p>6 本制度に関する問合わせ先</p> <p>経済部地域経済局中小企業課（商業振興係）</p> <p>電話：011-231-4111 FAX：011-232-8127</p>		
参考	本事業は、令和3年度に実施した「地域商業ウィズコロナ対策支援事業」の内容を一部改定した事業です。		

報道（取材） に当たって のお願い	本事業の趣旨をご理解いただくとともに、商工団体等に積極的に活用していただきたくないので、積極的な報道をお願いします。	
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	産業振興部商工労働観光課 担当：課長 飯澤 聖香 主査 渡部 美紀 TEL：0164-42-8443 FAX：0164-42-1937 内線2427	
-------------	--	--

地域事業者連携型販売促進等支援事業

商店街振興組合や商工会等の地域団体や広域で活動する協同組合等が実施する、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開の取組を支援します。

補助対象者

- (1) 地域の商工団体 (参加構成員・会員が同一市町村内に所在)
 - (2) 広域で活動する商工団体 (参加構成員・会員が複数市町村に所在)
- (1)(2)ともに、下記①または②のいずれかの組織であること
- ① 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
(複数の商工団体等を参加構成員とした連合会などの組織を含む)
 - ・ 構成員・会員数が10者以上 (申請日時点)
 - ・ 構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者 (申請日時点)
 - ② その他法人化されていない上記①に類する組織
 - ・ 設立して1年以上経過していること (申請日時点)
 - ・ 規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行える者がいること

補助対象事業

補助対象者が行う、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開の取組を補助の対象とします。

《例》販売促進媒体 (チラシ・ポスター等) 作成、感染予防対策を徹底したイベント開催、テイクアウト・デリバリー事業実施、キャッシュレス決済導入、ECサイト構築 等

補助内容

- ・ 補助率 3/4以内
※補助申請総額が予算額(229百万円)を上回る場合は、補助率を調整し交付決定します
- ・ 補助限度額 (1)地域の商工団体：100万円、(2)広域で活動する商工団体：200万円
- ・ 事業実施期間 令和4年(2022年)5月19日(木)～令和5年(2023年)2月6日(月)
※交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は、指令前着手の届出が必要です
ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です

申請受付期間

令和4年(2022年)5月26日(木)～同年6月24日(金)

※(総合)振興局必着 ※先着順ではありません
※国が実施する「がんばろう!商店街事業」及び「GoTo商店街事業」の募集が再開された場合は、上記受付期間内でも、新規の受付を停止します

事業のイメージ



申請様式等

申請に必要な各種様式及び交付要綱、申請要領等は、下記北海道経済部中小企業課ホームページに掲載しています

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r4renkei.html>



【制度に関する問合せ先】北海道経済部地域経済局中小企業課

☎011-231-4111 (内線:26-631) ※申請先等は裏面をご覧ください。

申請先・問合せ先

制度に関する問合せ先

	問合せ先・電話/FAX番号	郵便番号 所在地
北海道庁	経済部地域経済局中小企業課（商業振興係） 電話 011-231-4111（内線：26-631） FAX 011-232-8127	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

申請先・問合せ先

※申請者の所在市町村を所管する（総合）振興局になります

(総合) 振興局	申請先・問合せ先 電話/FAX番号	郵便番号 所在地
空知	産業振興部 商工労働観光課 電話 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩	産業振興部 商工労働観光課 電話 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志	産業振興部 商工労働観光課 電話 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
胆振	産業振興部 商工労働観光課 電話 0143-24-9589 FAX 0143-24-4796	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高	産業振興部 商工労働観光課 電話 0146-22-9281 FAX 0146-22-7517	〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
渡島	産業振興部 商工労働観光課 電話 0138-47-9459 FAX 0138-47-9207	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山	産業振興部 商工労働観光課 電話 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
上川	産業振興部 商工労働観光課 電話 0166-46-5944 FAX 0166-46-5208	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌	産業振興部 商工労働観光課 電話 0164-42-8440 FAX 0164-42-1937	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2
宗谷	産業振興部 商工労働観光課 電話 0162-33-2528 FAX 0162-33-2629	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
オホーツク	産業振興部 商工労働観光課 電話 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝	産業振興部 商工労働観光課 電話 0155-27-8537 FAX 0155-25-7756	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路	産業振興部 商工労働観光課 電話 0154-43-9181 FAX 0154-41-0967	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室	産業振興部 商工労働観光課 電話 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地